

# 再配付

保護者様

令和7(2025)年9月4日

大阪市立南津守小学校  
校長 高松 幸織

## 【重要】非常変災時等の措置について

平素は、本校教育活動にご理解ご支援をたまわり、まことにありがとうございます。地震・台風等の非常変災時等の措置について、大阪市教育委員会が定めた「非常変災時の措置基準」「災害発生時における児童の保護者等への引き渡しに関するルール」の事項に基づき、本校では非常変災時等の措置を次のように定めております。ご確認ください。

### 1 臨時休業措置の基準について

午前7時の時点、及び午前7時を過ぎて始業時刻(午前8時30分)までに、次に掲げる様様及び規模の災害等が発生した場合には、学校は臨時休業の措置をとります。

ア	大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。
イ	西成区のいずれかの地域において、大阪市(大阪市長)より、河川氾濫の警戒レベル3(高齢者等は避難)、警戒レベル4(全員避難)の発令があった場合。
ウ	大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生(気象庁発表)した場合。

\* ただし、上記のア～ウにかかわらず、「暴風警報」、「暴風雪警報」以外の警報の発表、登校の安全が確保できない事態の発生、その他学校周辺の緊急事態等が生じた場合、若しくは教育施設の被害とその他教育活動の実施が困難となる事態等が生じた場合、又はこれらの事態が生じるおそれがあると認められる場合には、校長の判断により臨時休業の措置をとる場合があります。

### 2 臨時休業措置のお知らせ方法について

午前7時を過ぎて始業時刻(8時30分)までに臨時休業措置とした場合、保護者メール「ミマモルメ」配信・学校ホームページへの掲載の手段により連絡いたします。

### 3 臨時休業措置にもかかわらず児童が登校してしまった場合

保護者の方に迎えに来ていただきます。児童はそれまで学校待機となります。お仕事や交通機関の運休等によりすぐに来られないときは、学校へ連絡をお願いします。

## 4 登校後に下校措置が決定した場合

**保護者の方に児童引き渡しの依頼を、保護者メール「ミマモルメ」配信・学校ホームページ掲載の手段により連絡**いたします。児童はそれまで学校待機となります。

引き渡しは以下の二段階で行います。ご確認ください。

	学校の対応	児童の動き	保護者の方へのお願い
第一段階	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>教室で児童を待機</u>させます。</li><li>・保護者メールでの連絡、学校ホームページへの掲載を通して、児童引き渡しの依頼を連絡します。</li></ul> <p><u>(* 1回目の連絡)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>学級担任とともに教室待機</u>し、お迎えを待ちます。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・メール、ホームページを確認後、<u>各教室までお子様のお迎えをお願いします。</u></li><li>・保護者メールを確認したことをご回答ください。</li><li>・保護者入校証をご持参ください。</li><li>・お仕事や交通機関の運休等によりすぐに来られないときは、学校へ電話連絡をお願いします。</li></ul>
<b>第一段階でお迎えがない場合</b>			
第二段階	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>児童を講堂に移動</u>させます。</li><li>・保護者メール、学校ホームページで引き渡し依頼と現状を再び連絡します。</li></ul> <p><u>(* 2回目の連絡)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>学校職員とともに講堂で待機</u>し、保護者の方のお迎えを待ちます。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>講堂までお子様のお迎えをお願いします。</u></li></ul>

## 5 その他 — お知らせとお願い —

- \* 欠席連絡等アプリ「ミマモルメ」の登録がまだのご家庭は、できるだけ早く登録をお願いします。登録方法がご不明の場合はご連絡ください。なお、進級による再登録は必要ありません。
- \* 災害時、メール受信画面や学校ホームページをこまめにチェックするようにしてください。アクセス集中などにより簡易ホームページが表示された場合は、「TOP(最新記事)」をクリックすると内容を確認することができます。
- \* 万が一、通信手段が使用できない場合でも、保護者の方のお迎えをお願いします。
- \* 津波警報の発令、避難勧告又は避難指示（緊急）の対象区域となった場合は、児童の安全確保のため、高所避難を最優先とします。
- \* （参考）学校の臨時休業に伴い、「いきいき活動」も中止になります。活動中に発令された場合は、その時点で活動中止となりますので、お迎えをお願いします。

【(参考) 教育委員会からのお知らせです】

令和7年4月

保 護 者 様

大阪市教育委員会

r

### 非常変災時等の措置について

標題について、これまでの気象状況や災害状況に鑑み、次に示す基準により臨時休業等の措置をとりますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

#### 記

午前7時の時点及び午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業措置とします。

ア 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。  
イ 所在する区のいずれかの地域において、大阪市（大阪市長）より、河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」、「警戒レベル4（全員避難）」の発令があった場合。  
なお、河川氾濫に伴う臨時休業等については、気象庁等から出される防災気象情報（警戒レベル○相当情報）ではなく、大阪市（大阪市長）が発令する避難情報に基づき、ご判断ください。

また、情報収集に際しては、以下を参考にしてください。

- 大阪市 HP（発令した場合、トップ画面に表示されます。）
- おおさか防災ネット（メール登録もできます）
- 大阪市危機管理室ツイッター
- LINE 大阪市公式アカウント
- 防災スピーカー（発令した場合、放送が流れます。）

ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。

※児童が登校している場合や始業時刻後に上記の態様及び規模の災害等が発生した場合は、児童の自宅周辺や通学路の安全と保護者等の在宅を確認したうえで、引渡し若しくは教職員が引率等を行い下校させます。ただし、校区内に「警戒レベル4（全員避難）」の発令がなされた場合、校内にて児童の安全確保に努め、待機・避難させます。

※登下校中に災害等が発生した場合、その状況に応じ、自宅、学校園、その他近くの安全な場所等に避難することやどのような行動をとることが安全確保につながるか等、事前に話し合っておいてください。